青

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中

国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に

同

: =

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示…………(行政経営課)

○漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………

(県三 民地

<u>|</u> || ||

: ≡

より告示する。

可

:

 $\equiv$ 

公

国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に

○県営土地改良事業計画の変更の決定…………………… 

(農村整備課)

(構造政策課) (商工政策課)

:

: 四

:

○選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の

選挙管理委員会

(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては

数

第三百六十一号

令和一

九月十七日 (金曜日)

### ○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出…………… ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 ○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出…………… ○生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所 ○生活保護法による医療機関の指定………………………………… 告 目 示 次 政健 同 同 同 課祉 : = : = : = :

に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数 数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万 事

務

局)

Ħ.

### 人事委員会

○人事委員会規則二―三二(聴聞の手続に関する規則) 等の 職 員 課

収用委員会 (監 理

同.....

同

課) ::

○右

示

青森県告示第六百二十三号

定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定に 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、 次の指

令和三年九月十七日

青森県知事

三 村 申 吾

おいらせ調剤薬局	いながき調剤薬局	名
		称
上北郡おい	つがる市稲垣	所
北郡おいらせ町上明堂九	垣町吉出鴨泊五の	在
	七	地
<b>=</b>	三令	年廃
三七三二	∴# 	月 日止

## 青森県告示第六百三十四号

号の規定により告示する。のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助

令和三年九月十七日

青森県知事 三 村 申

吾

稲生薬局	おいらせ調剤薬局	名
		称
十和田市稲生町	上北郡おいらせ町	所
一九の五	町上明堂九	在
		地
=	三令 ·和	年指
九	・和一	月
		日定

## 青森県告示第六百三十五号

の言言はある。

令和三年九月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	\( \begin{align*} \begin{align*} \delta & \delta	
桜木会	社会福祉法	名称	居宅介護
=	むつ市中央二	の 所 在 地	支援事業者
もきまた。	爰事を所支	名称	居宅介護
三〇の一〇	丁目一三の六〇	所在地	改支援事業所
三· 八· 一	令 和 ———	年月日	変 更 

## 青森県告示第六百三十六号

たので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があっ生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第五項において準用

令和三年九月十七日

青森県知事

三

村

申

吾

ト株式会社	名称	居宅介護
四 町一丁目四の一 東京都渋谷区本	所 在 地	支援事業者
弘前	名称	居宅介護士
五 内四丁目五の一 弘前市大字小比	所 在 地	支援事業所
三令和 八二二	年月日	廃 止

青森県告示第六百三十七号

示する。

小国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配示する。

令和三年九月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名
称
所
在
地
年廃 月 日止

## 青森県告示第六百三十八号

当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号 偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてそ の規定により告示する。 る生活保護法」という。)第四十九条の規定により、 の例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例によ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配 医療支援給付のための医療を担

令和三年九月十七日

青森県知事 三 村 申

吾

三令 ·和 · ·		おいらせ町上明堂九	上北郡お	)FJ	おいらせ調剤薬局
年指 月 日定	地	在	所	称	名

## 青森県告示第六百三十九号

り公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 り、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定によ る同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとお 漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定によ

令和三年九月十七日

青森県知事  $\equiv$ 村 申

吾

三沢	の加 名入 称区	届
三 三沢市	発	畑
沢市さつきヶ丘	起人	出
三沢市大津三丁目一二の三記 三沢市さつきヶ丘一丁目二 三沢市さつきヶ丘一丁目二	の住所	事
日一二の三四七 坂 岡 正九 田一二の三四七 坂 岡 正九	及び氏	項
彰 正九	名	垻
ま年一令 で一七日三 月か年	期	指定流
一ら九日同月	間	漁船調
協三 同沢 組市	場	書の縦
合漁 業	所	覧

三沢市三川目二丁目六六の六 芳 秀

公

告

# 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

第十二条の規定により次のとおり公示する。 第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令

令和三年九月十七日

青森県知事

三

村

申

吾

物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータ 式

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総務部行政経営課

青森市新町二丁目四の三〇

三 契約の方法

般競争入札

四 落札者を決定した日

令和三年八月六日

Ŧī. 落札者の名称及び住所

株式会社青森共同計算センター

青森市第二問屋町三丁目一〇の二六

六

二千二百六十一万六千円

当分である。) 三十一日である。前記落札金額は、 に規定する長期継続契約であり、 、本件は、青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第二条 契約期間は令和三年八月十一日から令和八年十月 契約初年度における契約金額であり、五か月相

四

届出年月日

Ŧī.

届出書の縦覧

令和三年九月二日

1

場所

七 落札者を決定した手続

入札の公告を行った日 令和三年六月二十五日

大規模小売店舗の変更の届出

模小売店舗の変更の届出があったので、 項の規定により次のとおり公告する。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

令和三年九月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

ユニバース青柳店 大規模小売店舗の名称及び所在地

青森市青柳二丁目九の一一

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

NTT・TCリース株式会社

東京都港区港南一丁目二の七〇

代表取締役 成瀬明弘

 $\equiv$ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表取締役 三浦紘一八戸市大字長苗代字前田八三の一株式会社ユニバース	変更前
代表取締役 三浦建彦八戸市大字長苗代字前田八三の一株式会社ユニバース	変更後
三・五二七	年変 月 日更

を落札者としたものである。 賃貸借機器等に要求する仕様が満たされていると判断した申請書等を提出した者 かつ、予定価格の制限の範囲内で、

最低の価格をもって有効な入札を行った者

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和三年九月十七日から令和四年一月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。

意見書の提出

六

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

る。

提出期限

令和四年一月十七日

2 提出先

3 記載事項

青森県商工労働部商工政策課

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称 意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

意見及びその理由

意見書は、日本語により記載すること。

農用地利用配分計画の認可

項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。 項の規定により、 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一 農用地利用配分計画を令和三年九月十七日認可したので、同条第七

令和三年九月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

千島 福弥	氏名又は名称	賃借権の設定
青森市	住所又は所在地	設定等を受ける者
青森市大字四戸橋字富田二〇六のうち	賃借権の語気やを受ける当地	皆能の及言等と受ける上

田中一十美	瀬川左一	株式会社三浦農園	株式会社三浦農園	千島 福弥
上北郡六戸町	上北郡七戸町	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町	青森市
上北郡六戸町大字鶴喰字下川原一七六	上北郡七戸町字放森二〇の一	筆	二三青森市浪岡大字杉沢字山元四五四の三	<b>青森市大字四戸橋字富田二○六のうち</b>

## 県営土地改良事業計画の変更の決定

六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に 股地区の県営土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)計画を変更したので、同条第 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十八条第一項の規定により、二

算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。 なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧の期間満了の日の翌日から起

ればならないこととされている。 請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなけ に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査 提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内 六月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者となる。)、その取消しの訴えを このほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して

令和三年九月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

### 縦覧に供する書類

一地改良事業計画書の写し

### 縦覧の期間

令和三年九月二十一日から同年十月十九日まで

三 縦覧の場所 今別町役場

### 挙 理 委 員

## 青森県選挙管理委員会告示第三十八号

む。)の規定により次のとおり告示する。 項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四 数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た 法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第二項において準用する場合を含 項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する を合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五 数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗 の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と 令和三年九月一日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分

令和三年九月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 德

県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

六二 人

県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の

一の数

人

東津軽郡選挙区 六、三九四 三

 $\stackrel{-}{\longrightarrow}$ 

西津軽郡選挙区 五、一四四

人

北津軽郡選挙区 南津軽郡選挙区 七、四二六 六、三九五 人

上北郡選挙区 二七、二一〇 人人人

三戸郡選挙区 八九六

黒石市選挙区 弘前市選挙区 八戸市選挙区 青森市選挙区 六三、 九、 三五七 九三二 六〇二 人 人

むつ市選挙区 三沢市選挙区

> $\frac{1}{2}$  $\stackrel{\checkmark}{\circ}$

11100

七〇六

人 人

一八三

五所川原市選挙区

八、 一 七

五五八

人

十和田市選挙区

〇九八

平川市選挙区 つがる市選挙区

五三二

### 事 委 員

こに公布する。 人事委員会規則二―三二(聴聞の手続に関する規則)等の一部を改正する規則をこ

令和三年九月十七日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄

人事委員会規則二―三二(聴聞の手続に関する規則) 等の一部を改正する規則

第一条 人事委員会規則二―三二(聴聞の手続に関する規則)の一部を次のように改 (人事委員会規則二―三二(聴聞の手続に関する規則)の一部改正)

正する。

「記載するとともに、これに記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め 第十条第一項及び第三項中「主宰者は、」を削り、 「) に」を「) には、」に、

(人事委員会規則一一―一(不利益処分についての審査請求に関する規則) 0) 部

第二条 人事委員会規則一一―一(不利益処分についての審査請求に関する規則)

部を次のように改正する 第二十四条第二項及び第三十二条第二項中「記載し、審理を担当した人事委員会

> 長及び審理調書を作成した事務職員の」に改める の委員又は事務局長及び審理調書を作成した事務職員が記名押印しなければ」を 「記載しなければ」 に、 「委員又は事務局長の」を「人事委員会の委員又は事務局

則

この規則は、 公布の日から施行する。

### 収 用 委 員

### 公示による通知

よる通知を行う。 書類を通知するに当たり、 六条第三項の規定によることができないので、 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第二項の規定により次の 土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二 同令第五条第一項の規定により公示に 一号)第

令和三年九月十七日

青森県収用委員会会長

赤

津

重

光

通知すべき書類の名称

 $\stackrel{-}{=}$ 通知を受けるべき者 審理の開始について(通知)

別表のとおり

通知すべき書類の保管場所

青森県県土整備部監理課内

三

四 その他

れます。 一の書類は、 令和三年十月八日を経過した時をもって通知があったものとみなさ

別表

天 名

严

中

持分2分の1 木野目 岩藏	不明 ただし、登記事項証明書の住所 上北郡横浜町字百目木20番地
持分2分の1 (亡) 中島 喜助 法定相続人 薮下 博	不明 ただし、戸籍の附票の住所 愛知県名古屋市緑区文久山1103番地 (平成25年3月8日職権消除)
持分2分の1 (亡) 中島 喜助 法定相続人 中島 奥吉	不明 ただし、戸籍の附票の住所 静岡県伊豆市下船原23番地 (平成24年8月21日職権消除)
公示による通知	
土地仅用去(炤和二十六年去聿第二	上地仅刊去(诏印二十六年去聿第二百十九号)第四十六条第二頁の規定こより

令和三年九月十七日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

通知すべき書類の名称

別表のとおり

審理の開始について(通知)

通知すべき書類の保管場所

三

青森県県土整備部監理課内

兀

その他

れます。 一の書類は、令和三年十月八日を経過した時をもって通知があったものとみなさ

### 別表

(亡) 木野目 - 弥太郎 法定相続人 - 木野目 - 誠弘	氏 名
不明 ただし、住民票の除票の住所 神奈川県藤沢市西俣野1959番地 大藤建設 内	住所

青森市長島一丁目一番一号 青森市長島一丁目一番一号

東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

定価 小口一枚二付十五円 年週月・水・金曜日発行

(発行所·長島一丁人